

千葉県報

定例
令和2年3月31日

主要目次

- 地方自治法に基づく指定代理納付者の指定
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の指定
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の廃止
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定
- 農業振興地域の区域の変更(二件)
- 土地改良区定款の変更認可
- 道路区域の変更(二件)
- 道路の供用開始(四件)
- 道路の占用を制限する区域の指定
- 車両制限令第三条第一項第三号の規定による道路の指定及び同令第十条第一項の規定による車両の通行方法
- 都市計画区域区分の変更
- 都市公園区域の変更
- 建築基準法第八十六条第二項の規定に係る同条第六項の計画に関する対象区域及び対象区域等を縦覧に供する場所
- 公安委員会告示
- 指定講習機関の変更の届出(二件)
- 道路交通法第八十条の三十二の二第一項の規定による運転免許取得者教育の認定の変更(二件)
- 公告
- 行政書士法に基づく処分
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出(二件)
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(四件)
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の廃止の届出
- 都市計画区域区分の関係図書の縦覧
- 都市計画用途地域の関係図書の縦覧(二件)
- 都市計画高度地区の関係図書の縦覧
- 都市計画防火地域及び準防火地域の関係図書の縦覧
- 都市計画地区計画の関係図書の縦覧

一 一 二 二 三 三 三 四 四 五 五 五 六 六 七 七 八 〇 〇 一 一

- 都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧
- 特定調達公告
- 落札者等の公告(四件)

告示

千葉県告示第七十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、大規模な災害の発生時における千葉県に対する寄附金(知事と協定を締結した者がインターネットを通じて提供する役務を利用して納付されるものに限る。)を納付させる指定代理納付者を次のとおり指定した。

令和二年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

名称	住所	納付させる期間
ちばぎんジェーシービーカード株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目一〇番地二	令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで
ちばぎんディーシーカー株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目一〇番地二	令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

千葉県告示第七十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和二年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会医療法人社団千葉県勤労者医療協会	千葉県花見川区幕張町四の五二四の二	ケアプランいちかわ	市川市大洲四の一〇の二一	居宅介護支援	令和二年二月一日
森山貴	松戸市新松戸三の四一	森山デンタルオフィス	松戸市新松戸三の四一	居宅療養管理指導	〃

森山貴	松戸市新松戸三の四一	森山デンタルオフィス	松戸市新松戸三の四一	介護予防居宅療養管理指導	〃
-----	------------	------------	------------	--------------	---

千葉県告示第七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において読み替えて準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百七十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関の廃止について次のとおり届出があった。

令和二年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
田辺薬局株式会社	東京都中央区築地四の三の八	田辺薬局新松戸西店	松戸市新松戸六の三九	居宅療養管理指導	令和元年十一月三十一日
田辺薬局株式会社	東京都中央区築地四の三の八	田辺薬局新松戸西店	松戸市新松戸六の三九	居宅療養管理指導	〃
有限会社エフ・エス	東京都江戸川区西葛西七の二〇の二	あけぼの薬局新浦安店	浦安市美浜一の九の二	居宅療養管理指導	令和二年二月二十九日
有限会社エフ・エス	東京都江戸川区西葛西七の二〇の二	あけぼの薬局新浦安店	浦安市美浜一の九の二	介護予防居宅療養管理指導	〃
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一の四の一四	アースサポート成田	成田市不動ヶ岡二、一一八の三二	訪問介護	令和二年三月三十一日

千葉県告示第七十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

令和二年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

指定番号	指定する区域	埋立地の区分
一一九	南房総市和田町中三原山田九六一番二の一部、九六四番二の一部、九六七番七の一部、一、〇〇四番二の一部、一、〇〇五番一の一部、一、〇〇六番の一部、一、〇〇七番の一部、一、〇二二番一の一部及び一、〇二二番二の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地

千葉県告示第七十四号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和二年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

旭地域	変更前の区域	変更後の区域
	平成二十三年千葉県告示第二百五十四号（農業振興地域の区域の変更）変更後の区域の欄に掲げる区域	上欄に掲げる区域から次の図の斜線部分の区域を除いた区域（「次の図」は省略し、その関係図書は、千葉県農林水産部農地・農村振興課に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第七十五号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和二年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

袖ヶ浦地域	変更前の区域	変更後の区域
	平成十九年千葉県告示第二百七十五号（農業振興地域の区域の変更）変更後の区域を掲げた区域から次の図の斜線部分の区域を除いた区域（「次の図」は省略	

区域の欄に掲げる区域
し、その関係図書は、千葉県農林水産部
農地・農村振興課に備え置いて縦覧に供
する。）

千葉県告示第七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、成田北部
土地改良区の定款の変更を令和二年三月二十三日付で認可した。
令和二年三月三十一日
千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次
のとおり変更した。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び柏土木事務所において、令和二年三
月三十一日から三週間、縦覧に供する。
令和二年三月三十一日
千葉県知事 鈴木 栄治

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
流山市駒木字 駒木橋上一四 四番一九地先 からおおたか の森東三丁目 二七番七地先 まで	前 後	一〇・四五メートルから 一二・九メートルまで 一三・五メートルから 三九・一メートルまで	五〇八・三八メートル 五〇八・三八メートル

千葉県告示第七十八号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次
のとおり変更した。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び山武土木事務所において、令和二年
三月三十一日から三週間、縦覧に供する。
令和二年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和二年三月三
十一日から次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び柏土木事務所において、令和二年三
月三十一日から三週間、縦覧に供する。

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	摘要
山武市松尾町 大堤字旭松三 〇六番一地先 から蓮沼二字 塩押四、六六 〇番一地先ま で	前A + B	四・七〇メートルから 一二・七〇メートルまで 六・二〇メートルから 五五・〇〇メートルまで	六、七八四・〇〇 メートル 一〇、〇二二・〇 メートル	A及び Bは、関 係図面に 表示する 敷地の区 分をい う。 B（変 更前に限 る。）の うち一、 六二八・ 〇〇メー トルは一 般国道百 二十六号 と、一、 三〇一・ 〇〇メー トルは県 道飯岡一 宮線と重 用とな る。
山武市松尾町 猿尾字稲岡四 九一番一地先 から蓮沼口字 魚屋脇二、七 六四番二地先 まで	後B	一一・五〇メートルから 五五・〇〇メートルまで	七、〇九三・〇〇 メートル	

千葉県告示第七十九号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和二年三月三
十一日から次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び柏土木事務所において、令和二年三
月三十一日から三週間、縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

路線名	供用開始の区間
県道豊四季停車場高田原線	流山市駒木字駒木橋上一四四番一九地先からおたかの森東三丁目二七番七地先まで

千葉県告示第百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、令和二年三月三十一日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、令和二年三月三十一日から三週間、縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

路線名	供用開始の区間
県道千葉竜ヶ崎線	印西市大森字呑内二、二二八番一地先から竹袋字天神台六一八番一九地先まで

千葉県告示第百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、令和二年三月三十一日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び香取土木事務所において、令和二年三月三十一日から三週間、縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

路線名	供用開始の区間
県道成田小見川鹿島港線	香取市高萩字二ノ割五〇三番一地先から字一ノ割四九四番五地先まで

千葉県告示第百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、令和二年三月三十一日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び香取土木事務所において、令和二年三月三十一日から三週間、縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

路線名 供用開始の区間

県道江戸崎神崎線	香取郡神崎町神崎神宿字榎本二八〇番一地先から二九二番一地先まで
----------	---------------------------------

千葉県告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課、安房土木事務所及び君津土木事務所において、令和二年三月三十一日から二週間、縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

道路の種類及び路線名	占用を制限する区域
県道千葉鴨川線	君津市香木原（旧鴨川有料道路との接点）から鴨川市打墨（旧鴨川有料道路との接点）まで
県道君津鴨川線	君津市東栗倉（東栗倉交差点）から君津市笹（片倉交差点）まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和二年四月一日

千葉県告示第百八十四号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和二年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県知事 鈴木 栄治

指定する道路の路線名及び区間	
路線名	区間
一般国道百二十八号	茂原市高田字屋芝七六八番二地先から東金市台方字下浦沼一、二二九番一地先まで
一般国道四百六十四号	鎌ヶ谷市初富字林跡九二八番二五地先から成田市押畑字浅間下一、一七四番二地先まで

二 指定する期日 令和二年四月一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入り出すためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上縦寸法〇・一二メートル以上又は横寸法〇・一二メートル以上縦寸法〇・二三メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

千葉県告示第百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、袖ヶ浦都市計画区域区分を次のとおり変更した。

令和二年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
袖ヶ浦都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域
袖ヶ浦市坂戸市場字坂戸山、字上宮ノ下、字中宮ノ下、字下宮ノ下、字上川端及び字下川端並びに神納字三俣新田、字柳原、字西出津、字下柳原、字田島及び字中川原東の各一部の区域

千葉県告示第百八十六号

千葉県立都市公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十四号）第十四条の十二の規定により、都市公園の区域を次のとおり変更する。

令和二年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 名称

千葉県立八千代広域公園

二 位置

八千代市村上字持田、字菊花、字寺内及び字浅間下の各地内

三 変更に係る区域

別紙図面のとおり

四 供用開始の期日

令和二年四月一日

「別紙図面」は省略し、変更に係る関係図書は、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課及び千葉県土木事務所において縦覧に供する。

千葉県告示第百八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第二項の規定により、総合的見地からした設計によって一定の団地の区域内に建築される建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定した。

その認定に係る建築基準法第八十六条第六項の計画に関する対象区域及び対象区域等を縦覧に供する場所は、次のとおりである。

令和二年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 対象区域

- 旭市イ字鍋田一、一七四番三、一、一七五番三、一、一七六番三、一、一七七番二、一、一七七番四、一、一七八番、一、一七九番、一、一八〇番四、一、一八一番三及び一、一八四番三、字瀬道一、三二〇番六、一、三二一番一、一、三二一番二、一、三二一番から一、三一六番まで、一、三二〇番から一、三三一番まで、一、三三二番一から一、三三二番四まで、一、三三三番から一、三三三番まで、一、三三三番から一、三三三番一から一、三三三番六まで及び一、三四一番七の一部、字京六沼一、三四二番、一、三四三番一から一、三四三番五まで、一、三四四番、一、三四五番、一、三四六番一から一、三四六番三まで、一、三四七番、一、三四七番二、一、三四八番から一、三五一番まで、一、三五一番二、一、三五二番、一、三五二番一、一、三五三番から一、三六二番まで、一、三六二番二、一、三六三番から一、三六五番まで、一、三七五番から一、三八三番まで

で、一、三八三番二、一、三八四番から一、三八七番まで、一、三八八番一から一、三八八番四まで、一、三八九番、一、三八九番二、一、三九〇番一、一、三九八番一の
部、一、三九八番二の一部、一、三九九番、一、三九九番二、一、四〇四番及び一、四
〇五番並びに字野中田一、四二〇番一、一、四二〇番二、一、四二〇番四から一、四二
〇番八まで、一、四二〇番一三、一、四二〇番一四、一、四二二番、一、四二二番
一、四二三番二、一、四二四番、一、四二八番、一、四二八番二、一、四二九番一、
一、四二九番三から一、四二九番五まで、一、四二九番七、一、四三〇番一、一、四三
〇番二、一、四三〇番四、一、四三二番、一、四三二番一、一、四三三番一、一、四三
四番一、一、四三四番三から一、四三四番七まで、一、四三五番一、一、四三五番二、
一、四三六番から一、四三九番まで、一、四四〇番一、一、四四〇番二、一、四四〇番
三から一、四四〇番五までの各一部、一、四四一番一、一、四四一番二、一、四四二番
一、一、四四三番一、一、四四三番三、一、四四四番一、一、四四四番三、一、四四五
番、一、四四六番、一、四四七番一から一、四四七番三まで、一、四四八番一から一、
四四八番三まで、一、四四八番四の一部、一、四四八番五、一、四四八番六、一、四四
九番一から一、四四九番四まで、一、四五〇番、一、四五二番一、一、四五二番二、
一、四五二番一から一、四五二番三まで、一、四五三番から一、四五五番まで、一、四
五六番一から一、四五六番三まで、一、四五七番一から一、四五七番三まで、一、四五
八番一から一、四五八番四まで、一、四五八番五の一部、一、四五八番六及び一、四五
九番から一、四六二番まで並びに口字上沼四番一、五番三、七番二、九番一、九番二、
一〇番から一三番まで、一四番一、一九番一、一九番二、二〇番、二〇番二、二二番及
び二二番

二 対象区域等を縦覧に供する場所

千葉市中央区市場町一番一号 千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第14号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項の規定による指定講習
機関について次のとおり変更届があった。
令和2年3月31日

千葉県公安委員会委員長 岩 沼 静 枝

特定講習の種類別	指定講習機関の 名称	変更に係る事項		変更年月日
		変更前	変更後	
準中型免許及び普通 免許に係る初心運転 者講習	船橋第一自動車 教習所	代表 者の 氏名	石井 伸幸 澤田 宏	令和元年9 月26日

千葉県公安委員会告示第15号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項の規定による指定講習
機関について次のとおり変更届があった。
令和2年3月31日

千葉県公安委員会委員長 岩 沼 静 枝

運転免許取得者教育 の課程の区分	運転免許取得者 教育に使用する 施設の名称	変更に係る事項		変更年月日
		変更前	変更後	
準中型免許及び普通 免許に係る初心運転 者講習	木更津自動車学 校	代表 者の 氏名	金網 一衛 田丸 幸男	令和元年1 0月26日

千葉県公安委員会告示第16号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の2第1項の規定による運
転免許取得者教育の認定について次のとおり変更届があった。
令和2年3月31日

千葉県公安委員会委員長 岩 沼 静 枝

運転免許取得者教育 の課程の区分	運転免許取得者 教育に使用する 施設の名称	変更に係る事項		変更年月日
		変更前	変更後	
運転免許取得者教育 の認定に関する規則 (平成12年国家公 安委員会規則第4 号)第1条第1号、 第3号、第6号及び 第8号に掲げる課程	船橋第一自動車 教習所	代表 者の 氏名	石井 伸幸 澤田 宏	令和元年9 月26日

千葉県公安委員会告示第17号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の2第1項の規定による運
転免許取得者教育の認定について次のとおり変更届があった。
令和2年3月31日

千葉県公安委員会委員長 岩 沼 静 枝

運転免許取得者教育	運転免許取得者	変更に係る事項	変更年月日
-----------	---------	---------	-------

の課程の区分	教育に使用する 施設の名称	代表 者の 氏名	変更前 金網 一衛	令和元年1 0月26日
運転免許取得者教育 の認定に関する規則 (平成12年国家公 安委員会規則第4 号)第1条第1号及 び第4号に掲げる課 程	木更津自動車学 校	氏名	変更後 田丸 幸男	

公 告

行政書士法に基づく処分
行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第十四条の規定により、次のとおり処分した。
令和二年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 行政書士法第十条及び行政書士法施行規則(昭和二十六年総理府令第五号)第六条第一項違反
- 一 住所 松戸市平賀一〇七番地の五〇
 - 二 氏名 紺野忠男
 - 三 登録番号 第八二一〇〇八〇八号
 - 四 登録年月日 昭和五十七年九月二〇日
 - 五 処分の内容 戒告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和二年三月三十一日から七月三十一日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年三月三十一日から七月三十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和二年三月三十一日

- 一 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ柏大山台
- 千葉県知事 鈴木 栄治

柏市大山台一丁目三六番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝幸ほか
東京都千代田区飯田橋二丁目一八番二号ほか
ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社つちや 代表取締役 土屋将行ほか
長野県長野市南長池一八八番地一ほか

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和二年十月二十九日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、九五九平方メートル

5 駐車場の収容台数

八五台

6 駐輪場の収容台数

五六台

7 荷さばき施設の面積

八四平方メートル

8 廃棄物等の保管施設の容量

一四立方メートル

9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻は午前九時、閉店時刻は午前零時(株式会社つちやについては、午後九時)

10 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前零時三十分まで

11 駐車場の自動車の出入口の数

七か所

12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

令和二年二月二十八日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。
 その届出及び添付書類は、令和二年三月三十一日から七月三十一日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年三月三十一日から七月三十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 令和二年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 流山おおたかの森S・CA3街区
 流山市おおたかの森南一丁目二番三ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 東神開発株式会社 代表取締役 倉本真祐
 東京都世田谷区玉川三丁目一七番一号
 ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 未定
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
 令和二年十一月三日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 四、三九一平方メートル
- 5 駐車場の収容台数
 一三九台
- 6 駐輪場の収容台数
 七九台
- 7 荷さばき施設の面積
 七八平方メートル
- 8 廃棄物等の保管施設の容量
 七〇立方メートル
- 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 開店時刻は午前十時(年間六十日に限り午前六時十五分)、閉店時刻は午後九時四十五分
- 10 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前九時三十分(年間六十日に限り午前六時)から午後十時まで

- 11 駐車場の自動車の出入口の数
 五か所
 - 12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前六時から午後十時まで
- 届出年月日
 令和二年三月二日
- 縦覧場所
 千葉県商工労働部経営支援課及び流山市経済振興部商工振興課

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ニトリ野田店
 野田市泉三丁目一番二六ほか
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社ニトリ 代表取締役 白井俊之
 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三九号
 - 3 変更前の大規模小売店舗の名称
 (仮称)ニトリ野田店
 - 4 変更後の大規模小売店舗の名称
 ニトリ野田店
 - 5 変更年月日
 令和二年二月十四日
- 届出年月日
 令和二年二月二十日
- 縦覧場所
 千葉県商工労働部経営支援課及び野田市自然経済推進部商工観光課

千葉県知事 鈴木 栄治

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和二年三月三十一日から七月三十一日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年三月三十一日から七月三十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和二年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド柏店

柏市大山台一丁目二二番地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社あやね 代表取締役 三ノ宮廣ほか

成田市西三里塚二四五番地一二ほか

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社あやね 代表取締役 三ノ宮廣

山武郡芝山町菱田一、二〇六番地

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社あやね 代表取締役 三ノ宮廣ほか

成田市西三里塚二四五番地一二ほか

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県前橋市日吉町四丁目四〇番地の一一

6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 三嶋恒夫

群馬県高崎市栄町一番一号

7 変更年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

平成十八年六月十六日及び令和二年二月二十八日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

平成二十年七月一日及び平成三十年六月二十八日

届出年月日

令和二年二月二十八日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和二年三月三十一日から七月三十一日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年三月三十一日から七月三十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和二年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケヨーデイツー柏松ヶ崎店

柏市大山台一丁目三六番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社あやね 代表取締役 三ノ宮廣

成田市西三里塚二四五番地一二

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所

山武郡芝山町菱田一、二〇六番地

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所

成田市西三里塚二四五番地一二

5 変更年月日

平成十八年六月十六日

届出年月日

令和二年二月二十八日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和二年三月三十一日から七月三十一日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年三月三十一日から七月三十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和二年三月三十一日

届出の概要

千葉県知事 鈴木 栄治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド柏店
柏市大山台一丁目二番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社あやね 代表取締役 三ノ宮廣ほか
成田市西三里塚二四五番地一二ほか
- 3 変更前の大規模小売店舗内の店舗面積の合計
五、二三〇平方メートル
- 4 変更後の大規模小売店舗内の店舗面積の合計
五、七八九平方メートル
- 5 変更前の駐車場の位置及び収容台数
三七五台
- 6 変更後の駐車場の位置及び収容台数
四〇三台
- 7 変更前の荷さばき施設の位置及び面積
二三八平方メートル
- 8 変更後の荷さばき施設の位置及び面積
二六二平方メートル
- 9 変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量
一〇八立方メートル
- 10 変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量
一一九立方メートル
- 11 開店時刻及び閉店時刻を変更する小売業者の氏名又は名称
ファームドウ株式会社
- 12 変更前の開店時刻及び閉店時刻
なし
- 13 変更後の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後八時
- 14 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時から午後九時三十分まで
- 15 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後九時三十分まで
- 16 変更前の駐車場の出入口の数及び位置

三か所

変更後の駐車場の出入口の数及び位置

四か所

変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前九時から午後九時まで

変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

変更年月日

令和二年十月二十九日

届出年月日

令和二年二月二十八日

縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。
令和二年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーヨーデイツー柏松ヶ崎店

柏市大山台一丁目三六番ほか

二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

二、七一二平方メートル

三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

〇平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以下となった日

平成三十一年一月二十七日

届出年月日

令和二年二月二十八日

都市計画区域区分の関係図書の縦覧

令和二年千葉県告示第百八十五号(都市計画区域区分の変更)に係る袖ヶ浦都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

令和二年三月三十一日旭市の変更に係る旭都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

令和二年三月三十一日袖ヶ浦市の変更に係る袖ヶ浦都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画高度地区の関係図書の縦覧

令和二年三月三十一日袖ヶ浦市の変更に係る袖ヶ浦都市計画高度地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画防火地域及び準防火地域の関係図書の縦覧

令和二年三月三十一日袖ヶ浦市の変更に係る袖ヶ浦都市計画防火地域及び準防火地域の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

令和二年三月三十一日袖ヶ浦市の決定に係る袖ヶ浦都市計画地区計画坂戸市場地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
令和二年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

令和二年三月三十一日袖ヶ浦市の変更に係る袖ヶ浦都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。
令和二年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

特定調達公告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。
令和2年3月31日

令和2年3月31日

千葉県知事 鈴木 栄治

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
- ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
- ⑥契約の相手方を決定した手続
- ⑦入札公告日
- ⑧随意契約による場合はその理由
- ⑨その他必要な事項
- ⑩ラストマイルカメラシステム貸借 一式
- ⑪千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号
- ⑫令和元年10月10日
- ⑬セコム株式会社 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
- ⑭203,380,892円
- ⑮一般競争入札
- ⑯令和元年8月30日

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。
令和2年3月31日

令和2年3月31日

千葉県知事 鈴木 栄治

【掲載順序】

令和2年3月31日(六曜日)

<p>①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項</p> <p>その1</p> <p>①電子地図情報データベース賃貸借 一式 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中 中央区長洲一丁目9番1号 ③平成26年4月1日 ④株式会社ゼンリン千葉営業所 千葉 市中央区南町二丁目18番6号 ⑤66,601,440円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団 体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1 1条第1項第1号</p> <p>その2</p> <p>①電子地図情報データベース賃貸借 一式 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中 中央区長洲一丁目9番1号 ③平成27年4月1日 ④株式会社ゼンリン千葉営業所 千葉 市中央区南町二丁目18番6号 ⑤66,601,440円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団 体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号</p> <p>その3</p> <p>①電子地図情報データベース賃貸借 一式 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中 中央区長洲一丁目9番1号 ③平成28年4月1日 ④株式会社ゼンリン千葉営業所 千葉 市中央区南町二丁目18番6号 ⑤66,601,440円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団 体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号</p> <p>その4</p> <p>①電子地図情報データベース賃貸借 一式 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中 中央区長洲一丁目9番1号 ③平成29年4月1日 ④株式会社ゼンリン千葉営業所 千葉 市中央区南町二丁目18番6号 ⑤66,601,440円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団 体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号</p> <p>その5</p> <p>①電子地図情報データベース賃貸借 一式 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中 中央区長洲一丁目9番1号 ③平成30年4月1日 ④株式会社ゼンリン千葉営業所 千葉 市中央区南町二丁目18番6号 ⑤66,601,440円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団 体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号</p> <p>その6</p> <p>①電子地図情報データベース賃貸借 一式 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中 中央区長洲一丁目9番1号 ③平成31年4月1日 ④株式会社ゼンリン千葉営業所 千葉 市中央区南町二丁目18番6号 ⑤66,601,440円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団 体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号</p>	<p>落札者等の公告</p> <p>次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>令和2年3月31日</p> <p>千葉県企業局長 玉田 浩一</p> <p>【掲載順序】</p> <p>①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項</p> <p>その1</p> <p>①佐倉浄水場発生土処分業務委託 予定数量 3,150トン ②千葉県企業局管理部 総理課 千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24 ③令和2年1月22日 ④太平洋 セメント株式会社 東京都港区台場二丁目3番5号 ⑤1トン当たり12,650円 ⑥ 一般競争入札 ⑦令和元年12月6日</p> <p>その2</p> <p>①人見浄水場発生土処分業務委託 予定数量 2,400トン ②千葉県企業局管理部 総理課 千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24 ③令和2年1月22日 ④日本メ セライト工業株式会社 船橋市西浦三丁目9番2号 ⑤1トン当たり13,200円 ⑥ 一般競争入札 ⑦令和元年12月6日</p> <p>その3</p> <p>①水道料金システム用圧着はがき等の印刷 一式 ②千葉県企業局管理部総理課 千葉 市花見川区幕張町五丁目417番地24 ③令和2年2月7日 ④東洋印刷株式会社 千 葉市花見川区幕張本郷七丁目5番33号 ⑤109,170,930円 ⑥一般競争入札 ⑦令和元年12月20日</p> <p>落札者等の公告</p> <p>次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>令和2年3月31日</p> <p>千葉県企業局長 玉田 浩一</p> <p>【掲載順序】</p> <p>①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項</p> <p>①ちば野菊の里浄水場(第2期)活性炭吸着池機械設備工事 ②千葉県企業局管理部総理課 千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24 ③令和2年2月27日 ④水i n g</p>
---	--

第13517号

エソジニアリング株式会社首都圏支店 東京都港区港南一丁目7番18号 ⑤2, 55
3, 980, 000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和2年1月7日

購読料

月ぎめ
一部一箇月一、四〇〇円(送料を含む。)
四二円

発行者

定期購読申込先
一部売り申込先
千葉市中央区市場町一番一号

千

〇四三(二二三)二二五二
〇四三(二二三)二六五八
葉 県